

○国土交通省告示第八百二十五号

利賀ダムの建設に関する基本計画（平成六年建設省告示第二千二百三十四号）の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第五項の規定に基づき、告示する。

令和二年八月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

利賀ダムの建設に関する基本計画の一部を変更する告示

利賀ダムの建設に関する基本計画（平成六年建設省告示第二千二百三十四号）の一部を次のとおり変更する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1～5 (略) 6 建設に要する費用及びその負担に関する事項 (1) 建設に要する費用の概算額 約1,640億円 (2) (略) 7 工期 平成元年度から令和13年度までの予定	1～5 (略) 6 建設に要する費用及びその負担に関する事項 (1) 建設に要する費用の概算額 約1,150億円 (2) (略) 7 工期 平成元年度から平成34年度までの予定